



2024年5月29日

各 位

会社名 スローガン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 仁平 理斗  
(コード番号: 9253 東証グロース)  
問合せ先 取締役副社長 北川 裕憲  
(TEL 03-6434-9754)

## 当社社外協力者に対するストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2024年5月29日開催の当社取締役会において、2024年5月29日開催の第19回定時株主総会で承認されました会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の社外協力者に対し、ストック・オプションとして発行する第10回新株予約権について、具体的な発行内容を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の社外協力者に対して、当社の組織・人材戦略の立案及び実行へのアドバイスを通じた株主価値向上への意欲と士気を一層高めることを目的として、本新株予約権を無償で発行するものであります。

### II. 新株予約権の発行要項

#### 1. 新株予約権の数

5個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式500株とし、下記3(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

#### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

#### 3. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

##### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近

取引日の終値)とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### (3) 新株予約権行使することができる期間

本新株予約権行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年6月29日から2034年5月29日までとする。ただし、行使期間の最終日が、会社の休業日に当たる場合には、その前営業日を最終日とする。

#### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

#### (6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、新株予約権者が割当日から継続して当社と継続的な業務委託関係が存続していることを条件として、本新株予約権者が交付を受けた本新株予約権のうち、以下の各号に掲げる期間において、各号記載の割合を限度として本新株予約権行使することができるものとする。ただし、本新株予約権者が当社の業務委託関係者としての地位を喪失した場合、以降、当該地位の喪失時点において行使可能な本新株予約権のみ行使可能とする。なお、本新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数の計算において1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
  - (ア) 割当日から1年を経過後、1年6か月までの期間：本新株予約権の20%
  - (イ) 割当日から1年6か月を経過後、2年までの期間：本新株予約権の40%
  - (ウ) 割当日から2年を経過後、2年6か月までの期間：本新株予約権の60%
  - (エ) 割当日から2年6か月を経過後、3年までの期間：本新株予約権の80%
  - (オ) 割当日から3年経過後 : 本新株予約権の100%
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 新株予約権者が、以下の各号のいずれかに該当した場合は、本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (ア) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - (イ) 新株予約権者が会社又はその関係会社（会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）

と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又はその関係会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

- (ウ) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又はその関係会社の信用を毀損した場合
- (エ) 新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

#### 4. 新株予約権の割当日

2024年6月28日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸收分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸收合併契約、新設合併契約、吸收分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3（1）に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3（3）に定める行使期間の末日までとする。

##### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3（4）に準じて決定する。

##### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### (8) その他新株予約権の行使の条件

上記3（6）に準じて決定する。

##### (9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

##### (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日  
2024年6月27日

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数  
当社社外協力者 1名 5個

### III. 割当先の選定理由等

#### 1. 割当先の概要

(1) 氏名	桑畠 英紀	
(2) 住所	神奈川県川崎市麻生区	
(3) 職業の内容	会社役員	
(4) 当社と割当予定先との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	当社の社外協力者であります。
	取引関係	同氏が代表である会社と当社との業務委託契約に基づき、当社の組織・人材戦略の立案及び実行へのアドバイスに従事しております。

割当予定先である社外協力者について、日経テレコン及びインターネット検索を利用し、収集した情報の中から、反社会的勢力を連想される情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより、反社会的勢力等との関わりを調査し、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものがないことを確認しております。これらを踏まえて、当社は、割当予定先である社外協力者が反社会的勢力と何らの関係がないものと判断しております。また、当社は、割当予定先である社外協力者が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2. 割り当てようとする株式の数  
1名 500株

#### 3. 割当先を選定した理由

割当先である社外協力者は、当社の組織・人材戦略の立案及び実行において不可欠な人材であり、その貢献度は非常に高いものと考えており、当社の事業活動の進展において、中長期的な観点から、より一層の支援を賜ることを目的として、割当予定先に選定するものであります。

#### 4. 割当先の株券等の保有方針

割当予定先からは、長期的に継続して当社株式を保有する意向であることを面談時に口頭で確認しております。

#### 5. 割当先の払い込みに要する資金等の状況

本新株予約権の発行は無償で行われるため、払込みにかかる資金保有の確認は実施しておりません。また、本新株予約権の権利行使にかかる資金保有に関しては、割当予定先に対して、権利行使に支障がない旨を口頭により確認しております。

以上